

第 130 期中間決算公告

証券コード 8345

平成 23 年 11 月 25 日

岩手県盛岡市中央通一丁目 2 番 3 号

株式会社 **岩手銀行**

取締役頭取 高橋 真裕

第 130 期中 (平成 23 年 9 月 30 日現在) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	113,015	預 金	2,458,937
コールローン	190,383	譲渡性預金	184,188
買入金銭債権	15,843	借用金	21,239
金銭の信託	23	社 債	20,000
有価証券	1,100,712	新株予約権付社債	11,700
貸出金	1,436,255	その他負債	21,045
外国為替	1,749	未払法人税等	2,380
その他資産	6,919	資産除去債務	36
有形固定資産	16,393	その他の負債	18,627
無形固定資産	1,070	役員賞与引当金	14
繰延税金資産	4,607	退職給付引当金	8,928
支払承諾見返	7,725	役員退職慰労引当金	372
貸倒引当金	△ 20,369	睡眠預金払戻損失引当金	167
		偶発損失引当金	292
		災害損失引当金	250
		支払承諾	7,725
		負債の部合計	2,734,862
		(純資産の部)	
		資 本 金	12,089
		資本剰余金	4,811
		資本準備金	4,811
		利益剰余金	115,935
		利益準備金	7,278
		その他利益剰余金	108,657
		固定資産圧縮積立金	844
		別途積立金	102,780
		繰越利益剰余金	5,033
		自己株式	△ 3,980
		株主資本合計	128,855
		その他有価証券評価差額金	10,865
		繰延ヘッジ損益	△ 252
		評価・換算差額等合計	10,612
		純資産の部合計	139,468
資産の部合計	2,874,330	負債及び純資産の部合計	2,874,330

第130期中 (平成23年 4月 1日から
平成23年 9月30日まで) 中間損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	23,498
資 金 運 用 収 益	18,537
(うち貸出金利息)	(11,568)
(うち有価証券利息配当金)	(6,726)
役 務 取 引 等 収 益	2,996
そ の 他 業 務 収 益	1,328
そ の 他 経 常 収 益	635
経 常 費 用	19,407
資 金 調 達 費 用	1,276
(うち預金利息)	(927)
役 務 取 引 等 費 用	1,210
そ の 他 業 務 費 用	154
営 業 経 費	13,724
そ の 他 経 常 費 用	3,040
経 常 利 益	4,090
特 別 利 益	11
特 別 損 失	73
税 引 前 中 間 純 利 益	4,027
法人税、住民税及び事業税	2,230
法 人 税 等 調 整 額	△ 566
法 人 税 等 合 計	1,663
中 間 純 利 益	2,364

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～30年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。なお、要注意先債権に相当する債権において、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを債権の発生当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(7) 災害損失引当金

東日本大震災により、被災した資産の撤去費用および原状回復費用に備えるため、当中間期末以降に発生が見込まれる費用の見積額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 13百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に35,000百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,920百万円、延滞債権額は53,813百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,025百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,039百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は66,799百万円であります。
なお、3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,371百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	159,221百万円
その他資産	71百万円
担保資産に対応する債務	
預金	7,135百万円
借用金	20,980百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券81,278百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は120百万円及び敷金は150百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、628,891百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが611,421百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 37,675百万円
11. 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,057百万円であります。

13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率 13.80% (国内基準)

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,077百万円、株式等償却520百万円及び株式等売却損342百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	20,963	21,318	354
	社債	5,558	5,710	152
	その他	7,292	7,565	272
	小計	33,814	34,593	778
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	6,134	5,629	△505
	その他	8,067	7,879	△187
	小計	14,201	13,508	△692
合計		48,016	48,102	86

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	10
関連法人等株式	3
合計	13

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（平成 23 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差 額 （百万円）
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	16,272	10,127	6,145
	債券	911,944	890,733	21,211
	国債	368,204	360,018	8,186
	地方債	219,716	213,425	6,291
	社債	324,023	317,289	6,734
	その他	29,559	29,190	369
	小計	957,776	930,050	27,725
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	9,206	11,422	△2,215
	債券	33,626	33,915	△289
	国債	11,879	11,944	△65
	地方債	3,696	3,699	△3
	社債	18,051	18,271	△220
	その他	66,052	72,947	△6,894
	小計	108,885	118,285	△9,399
合計		1,066,662	1,048,336	18,326

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）
株式	1,133
その他	246
合計	1,380

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落等しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、520 百万円（うち、株式 519 百万円、及び社債のうち事業債 1 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、（1）個々の銘柄の有価証券の中間期末日における時価が、取得原価に比べて 50%以上下落した場合、（2）個々の銘柄の有価証券の中間期末日における時価が、取得原価に比べて 30%以上 50%未満の範囲で下落した場合で、次の基準に該当する場合があります。

（1）株式

- ① 時価が中間期末日以前 1 年間にわたり、取得原価に対し一度も 70%超の水準まで回復していない場合
- ② 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は 2 期連続で損失を計上している場合
- ③ 中間期末日時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

（2）投資信託

- ① 時価が中間期末日以前 1 年間にわたり、取得原価に対し一度も 70%超の水準まで回復していない場合
- ② 中間期末日時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

(3) 債券及び信託受益権

取得時に比べて取得格付が2ランク以上下落した場合や、BB格以下となった場合等、信用状態の著しい低下があったと判断される場合

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	6,527百万円
退職給付引当金	3,589
減価償却費	1,593
有価証券	934
その他	1,651
繰延税金資産小計	14,295
評価性引当額	△1,669
繰延税金資産合計	12,626
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7,461
固定資産圧縮積立金	△557
繰延税金負債合計	△8,018
繰延税金資産の純額	4,607百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	7,578円29銭
1株当たり中間純利益金額	128円47銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	119円39銭

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 1社

会社名

いわぎんビジネスサービス株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連法人等 3社

会社名

いわぎんリース・データ株式会社

株式会社いわぎんディーシーカード

株式会社いわぎんクレジットサービス

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 1社

第130期中（平成23年9月30日現在）中間連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	113,015	預 金	2,458,866
コールローン及び買入手形	190,383	譲 渡 性 預 金	184,038
買 入 金 銭 債 権	15,843	借 用 金	21,239
金 銭 の 信 託	23	社 債	20,000
有 価 証 券	1,101,008	新 株 予 約 権 付 社 債	11,700
貸 出 金	1,436,255	そ の 他 負 債	21,069
外 国 為 替	1,749	役 員 賞 与 引 当 金	14
そ の 他 資 産	6,920	退 職 給 付 引 当 金	8,952
有 形 固 定 資 産	16,393	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	376
無 形 固 定 資 産	1,070	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	167
繰 延 税 金 資 産	4,620	偶 発 損 失 引 当 金	292
支 払 承 諾 見 返	7,725	災 害 損 失 引 当 金	250
貸 倒 引 当 金	△ 20,369	支 払 承 諾	7,725
		負 債 の 部 合 計	2,734,692
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	12,089
		資 本 剰 余 金	4,811
		利 益 剰 余 金	116,416
		自 己 株 式	△ 3,985
		株 主 資 本 合 計	129,332
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,867
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 252
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	10,615
		純 資 産 の 部 合 計	139,947
資 産 の 部 合 計	2,874,639	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,874,639

第130期中（平成23年4月1日から）
平成23年9月30日まで）中間連結損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額	
経常収益		23,501
資金運用収益	18,536	
（うち貸出金利息）	（ 11,568 ）	
（うち有価証券利息配当金）	（ 6,726 ）	
役員取引等収益	3,002	
その他の業務収益	1,328	
その他の経常収益	632	
経常費用		19,410
資金調達費用	1,276	
（うち預金利息）	（ 927 ）	
役員取引等費用	1,210	
その他の業務費用	154	
営業経費	13,724	
その他の経常費用	3,043	
経常利益		4,090
特別利益		11
固定資産処分益	11	
特別損失		73
固定資産処分損	73	
税金等調整前中間純利益		4,028
法人税、住民税及び事業税	2,232	
法人税等調整額	△ 566	
法人税等合計		1,665
少数株主損益調整前中間純利益		2,362
少数株主利益		—
中間純利益		2,362

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、
その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法
（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものにつ
いては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている
有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属
設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上し
ております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～30年
そ の 他	3年～20年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについ
ては、当行で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」
（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債
権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績
から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。なお、要注意先債権に相当する債権に
おいて、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の
元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権に
ついては、当該キャッシュ・フローを債権の発生当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿
価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による
回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及
び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による
回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資
産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果
に基づいて上記の引当を行っております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、
当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(11) 災害損失引当金の計上基準

東日本大震災により、被災した資産の撤去費用および原状回復費用に備えるため、当中間連結会計期間末以降に発生が見込まれる費用の見積額を計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ハ) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額（連結子会社の株式を除く） 309百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に35,000百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,920百万円、延滞債権額は53,813百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,025百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,039百万円あります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は66,799百万円あります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,371百万円あります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 159,221百万円
その他資産 71百万円
担保資産に対応する債務
預金 7,135百万円
借入金 20,980百万円
上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券81,278百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は120百万円、敷金は150百万円あります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、628,891百万円あります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが611,421百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受

けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 37,675百万円
11. 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,057百万円であります。
13. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率 13.84%（国内基準）

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,077百万円、株式等償却520百万円及び株式等売却損342百万円を含んでおります。
2. 中間包括利益の金額 4,356百万円

（金融商品関係）

○金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。（注2）参照。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	113,015	113,015	—
(2) コールローン及び買入手形	190,383	190,383	—
(3) 買入金銭債権	15,843	15,928	84
(4) 金銭の信託	23	23	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	32,656	32,657	1
その他有価証券	1,066,662	1,066,662	—
(6) 貸出金	1,436,255		
貸倒引当金（※1）	△19,767		
	1,416,487	1,424,718	8,230
資産計	2,835,072	2,843,388	8,316
(1) 預金	2,458,866	2,459,683	816
(2) 譲渡性預金	184,038	184,043	5
(3) 借入金	21,239	21,239	—
(4) 社債	20,000	20,029	29
(5) 新株予約権付社債	11,700	11,407	△292
負債計	2,695,844	2,696,403	558
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(118)	(118)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(445)	(226)	219
デリバティブ取引計	(564)	(345)	219

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引および特例処理を適用しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、発行期間が1年未満の信託受益権ならびにクレジット買入金銭債権については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入金銭債権のうち発行期間が1年以上のものについては、業者による評価とし、証券会社、銀行等の店頭において成立する価格（気配値を含む）を時価としております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。私募債は、割引現在価値とし、対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて算定してしております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合などに想定される利率で割り引いて時価を算定してしております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定してしております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入期間に基づく区分ごとに、新規に借入を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定してしております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 社債、及び(5) 新株予約権付社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約取引）、クレジット・デフォルト・スワップであり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)(※2)	1,442
② 組合出資金等(※3)	246
合計	1,689

（※1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（※2）当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

（※3）組合出資金等については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることなどから時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	20,963	21,318	354
	社債	5,558	5,710	152
	その他	7,292	7,565	272
	小計	33,814	34,593	778
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	6,134	5,629	△505
	その他	8,067	7,879	△187
	小計	14,201	13,508	△692
合計		48,016	48,102	86

2. その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	16,272	10,127	6,145
	債券	911,944	890,733	21,211
	国債	368,204	360,018	8,186
	地方債	219,716	213,425	6,291
	社債	324,023	317,289	6,734
	その他	29,559	29,190	369
	小計	957,776	930,050	27,725
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	9,206	11,422	△2,215
	債券	33,626	33,915	△289
	国債	11,879	11,944	△65
	地方債	3,696	3,699	△3
	社債	18,051	18,271	△220
	その他	66,052	72,947	△6,894
小計	108,885	118,285	△9,399	
合計		1,066,662	1,048,336	18,326

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落等しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、520 百万円（うち、株式 519 百万円、及び社債のうち事業債 1 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、(1) 個々の銘柄の有価証券の中間連結会計期間末日における時価が、取得原価に比べて 50%以上下落した場合、(2) 個々の銘柄の有価証券の中間連結会計期間末日における時価が、取得原価に比べて 30%以上 50%未満の範囲で下落した場合で、次の基準に該当する場合があります。

(1) 株式

- ① 時価が中間連結会計期間末日以前 1 年間にわたり、取得原価に対し一度も 70%超の水準まで回復していない場合
- ② 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は 2 期連続で損失を計上している場合
- ③ 中間連結会計期間末日時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

(2) 投資信託

- ① 時価が中間連結会計期間末日以前 1 年間にわたり、取得原価に対し一度も 70%超の水準まで回復していない場合
- ② 中間連結会計期間末日時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

(3) 債券及び信託受益権

取得時に比べて取得格付が 2 ランク以上下落した場合や、BB 格以下となった場合等、信用状態の著しい低下があったと判断される場合

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	7, 6 0 5 円 1 8 銭
1 株当たり中間純利益金額	1 2 8 円 4 1 銭
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	1 1 9 円 3 3 銭